

4 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

<http://www.healing-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第18号を発行させていただきます。

事務所便りを作成する時期にちょうど桜が綺麗に咲いている時期となっておりますので、桜の写真を撮影する目的で大阪の大川沿いに出かけてきました。そこで撮影してきた桜の写真のうちの数枚を事務所便りに掲載いたします。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、「消費税転嫁対策特別措置法についてその1」、「花粉症への対処法のご紹介」を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



2 消費税転嫁対策特別措置法について その1

4月1日から消費税率が8%に変更になりました。そこで消費税に関連した内容としまして、今月は「消費税転嫁対策特別措置法」についてご説明させていただきます。

中小企業庁にて作成されております「中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き 消費税転嫁対策特別措置法対応」

を参考にしてご説明させていただきます。

○消費税転嫁対策特別措置法とは

平成25年10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法)が施行されております。

この法律の内容は、中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買いたたきなどにより消費税の転嫁(消費税分を上乗せすること)を拒否することなどを禁止すること等を定めた法律となっております。

具体的には、**中小企業等が安心して消費税を転嫁できる特別措置を盛り込んだ法律**となっております。

○消費税転嫁対策特別措置法の目的

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することです。

大規模小売事業者等の特定事業者(買い手)による消費税の転嫁拒否等を防止します。

○対象となるのはどのような取引なのか

下記のような事業者間の取引が対象となります。

特定事業者(買い手)	
大規模小売事業者	大規模小売事業者以外の法人である事業者 中小企業も対象になる場合があります



継続的に商品や役務を供給する事業者（資本金の額等の大小は関係ありません）	継続的に商品や役務を供給する事業者 ・資本金の額等が3億円以下の事業者 ・個人事業者 ・人格のない社団等
特定供給事業者（売り手）	

*** 特定事業者とは「転嫁拒否等をする側」、「買い手」**

①	大規模小売事業者（売上高100億円以上、または店舗面積3,000㎡以上） 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（大手スーパー、コンビニなど）
②	中小企業等と継続して取引している法人 資本金の額または出資の総額が3億円以下の事業者や個人事業者等と継続して商品などの取引をしている事業者

*** 特定供給事業者とは「転嫁拒否などをされる側」、「売り手」**



○ 特定事業者が行うことを禁止される行為とは？

① 消費税の転嫁拒否等が禁止されます。

A 減額、買いたたき

「減額」、「買いたたき」として問題となる具体例

< 減額 >
消費税分を支払わないこと。
売り手と本体価格に消費税分を上乗せする契約をしているのに、実際に支払う段階になって消費税分を下げる。

< 買いたたき >

原材料費は変わらないのに、新しい税率の消費税分を上乗せした税込価格よりも低い税込価格を売り手に対して指定する。

「減額」、「買いたたき」とはならないケース

商品に問題がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者（売り手）に責任があるために、相当と認められる金額の範囲内で取引価格を下げる場合など。

特定事業者（買い手）からの大量発注、特定事業者（買い手）と特定供給事業者（売り手）による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者（売り手）にもコスト削減効果が生じていることから、双方の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合など。

B 商品購入、役務利用または利益提供の要請

「商品購入の要請」、「役務利用の要請」、「利益提供の要請」として問題となる具体例

< 商品購入の要請 >
売り手が買い手の指定する商品を購入しなければ、消費税の上乗せに当たって不利な取扱いをすることを示唆する。
< 役務利用の要請 >
売り手にディナーショーのチケットの購入をお願いしたり、買い手が保有する宿泊施設の利用を要請したりする。
< 利益提供の要請 >
消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して協賛金を要求する。
消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手の従業員やスタッフの派遣を要求する。

C 本体価格（税抜価格）での交渉の拒否

「本体価格（税抜価格）での交渉の拒否」として問題となる具体例

売り手が提出した「本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等」を買い手が拒み、消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる。
買い手が消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定めて、売り手にその様式の使用を余儀なくさせる。

②公正取引委員会等に転嫁拒否の事実を知らせたことを理由に、取引を停止するなどの報復行為を禁止します。

<報復行為>

特定供給事業者（売り手）が公正取引委員会等に対して、その事実を知らせたことを理由として、取引数量の削減や取引停止、その他の不利益な取扱いをすることを禁止します。



○消費税の転嫁拒否等は、どのように防止されるの？

① 売り手に対する転嫁拒否等は、政府がきちんと是正します。

違反行為に対する指導の内容

①	転嫁を拒否した消費税額分を支払うこと
②	遡及的に消費税率引上げ分を対価に反映させること
③	転嫁と引き換えに購入させた商品を引き取り、商品の代金を返還すること
④	特定供給事業者（売り手）が従業員を派遣したことにより受けた利益を返還すること
⑤	消費税分を含まない価格で価格交渉を行うこと
⑥	指導に基づいて採った措置を特定供給事業者（売り手）に周知すること
⑦	違反行為の再発防止のための研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずるとともに、その内容を自社の役員および従業員に周知徹底すること
⑧	今後、転嫁拒否等の行為を繰り返さないこと

② 転嫁拒否等の被害の調査を行う専門の調査官が新たに配置されます。

転嫁対策調査官

消費税の転嫁拒否等の被害について聞き取り調査を行う転

嫁対策調査官を新たに配置するなどの監視・検査体制の強化に取り組みます。

③ 事業者への立入検査を行い、転嫁拒否等の違反行為を摘発します。

相談	<p><全般的な相談></p> <p>1 政府共通の相談窓口</p> <p>2 経済産業省・中小企業庁の相談窓口</p> <p><消費税転嫁対策特別措置法の解釈の相談></p> <p>3 公正取引委員会、消費者庁または財務省</p> <p>上記以外に中小企業団体</p> <p>・商工会議所 ・商工会 ・都道府県商工会連合会 ・都道府県中小企業団体中央会 ・全国中小企業団体中央会 ・都道府県商店街振興組合連合会 ・全国商店街振興組合連合会</p>
検査・報告	<p>実施する機関＝公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官</p> <p>事業者に対して報告命令、立入検査を行います。</p>
指導・助言	<p>実施する機関＝公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官</p> <p>特定事業者（買い手）に対して、違反行為を防止し、または是正するための指導・助言を行います。</p>
措置請求	<p>実施する機関＝主務大臣、中小企業庁長官</p> <p>実施する機関が違反行為があると認める場合は、公正取引委員会に対して、適当な措置を求めることができます（措置請求）。ただし、違反行為が多数に対して行われている場合、違反行為による不利益の程度が大きい場合などには措置請求を行います。</p>
勧告・公表	<p>実施する機関＝公正取引委員会</p> <p>違反行為があると認める場合は、特定事業者（買い手）に対して、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を取るように勧告し、その旨を公表します。</p>

***消費税の転嫁拒否等は、大手事業者から中小企業等への取引だけでなく、中小企業間の取引も取締りの対象となりますので注意が必要です。**

ご説明したい内容がもう少しございますが、紙面の都合上こ

の続きは来月号にてご説明させていただきます。

3 花粉症への対処法のご紹介

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、花粉症（アレルギー性鼻炎）で苦しんでいる方が多い時期だと思われますので、その花粉症への対処法をご紹介します。



花粉症への対処法としてご紹介させていただきますのは、昨年の事務所便りにて「イネイト整体」のご紹介をさせていただきましたが、そちらで教えていただいた対処法でございます。それは「FIT（フィット）ーフィンガー・インフォメーション・テクニクー」というテクニックのうちの1つとして、**右手の小指を使うだけの簡単なものです。**

やり方としては、**右手の小指を下の写真のように鼻の穴に向けて30秒～1分ぐらいかざします。その間かざす場所を1カ所に集中させるのではなく、小刻みに右手の小指を動かしてください。これを両方の鼻の穴にしてください。個人差はあると思いますが、5分～10分ぐらいで症状が落ち着いてきます。**



その他には目のかゆみにも利用いただけます。目を閉じて瞼の上に右手の小指を小刻みに動かしながら同様にかざしていただくだけです。

あとは、のどの痛みには、口を開けてのどに向けて右手の小

指を同様にかざしていただくだけです。

これで根本的に治るというわけではなく対処法なので、また症状が現れましたら、また右手の小指を患部にかざしていただくことの繰り返しです。

不思議だと思いませんか。もともと人間には、皆さんが知らないだけで不思議な力を持ち合わせているのです。**右手の小指には、抗炎症剤の役目が備わっているようです。**薬を飲む回数を減らせるはずですので、ぜひ試してみてください。

私が直接お会いする機会のある方には、詳しい説明をさせていただけるのですが、掲載している写真と説明文章でなんとかやり方は理解していただけたのではないかと考えております。

【参考文献】

・NPO 法人 イネイト健康法実践研究会が発行している「FIT（フィット）」に関するパンフレット

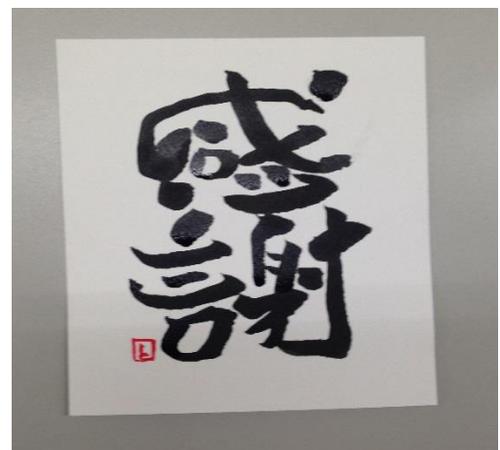
5 編集後記

個人の確定申告事務が済んでから、お知り合いが主催されている「伝筆（つてふで）体験セミナー」に参加してきました。

小学校の時に習字を習っていたので毛筆もある程度の字は書く自信はあるのですが、どうも筆ペンではこれまでうまく書いた経験がありませんでした。このセミナーが筆ペンを使用するセミナーだったこともあり、時間の調整をしての参加となりました。

下の写真は、90分の体験セミナー中に見本をみながらハガキに私が書いた「感謝」という字です。

最初は、書道で教えてもらった筆の動きにこだわって見本のように書けなかったのですが、枚数を書くうちに筆の動きを気にせず書き順や形を整えるための微調整などを書道とは違う楽しさを感じたセミナーでした。これまで染みついている自分の考え方の枠を取り払う楽しさに気づいたいい時間でした。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。